

意見書案第3号

特定商取引法の改正に関する意見書について

特定商取引法の改正に関する意見書を別紙のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）へ提出するものとする。

令和5年3月6日提出

尼崎市議会議員	綿	瀬	和	人
同	蛭	子	秀	一
同	川	崎	敏	美
同	福	島	さと	り
同	松	岡	洋	司
同	岸	田	光	広
同	光	本	圭	佑

(別 紙)

特定商取引法の改正に関する意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成 28 年改正の際、いわゆる 5 年後見直しが定められました。令和 4 年 12 月に同改正法の施行から 5 年の経過を迎えました。令和 4 年版消費者白書によると、消費生活相談は 85.2 万件でここ 15 年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の 54.7% に上ります。そして、令和 3 年版消費者白書によると、65 歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が 13.0%、電話勧誘販売の割合が 8.9% であり、65 歳未満の割合の 2 倍を超えています。さらに、令和 4 年版消費者白書によると、認知症等の高齢者においては、訪問販売及び電話勧誘販売の割合が 48.6% を占めています。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要です。

また、令和 4 年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体で 27.4% と最多となり、トラブルが増加していますが、事業者や勧誘者が特定できない事例も多いです。マルチ取引に関する相談は、20 歳代において高い比率を占めており、令和 4 年 4 月の成年年齢の引下げにより、18 歳から 19 歳を狙ったマルチ取引による被害の増加が予想されます。

よって、これらの被害に対処するため、政府におかれては、次の事項について、特商法の改正を行うよう強く要望いたします。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS 等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制、クーリングオフ等を認めること及び権利を侵害された者は SNS 事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を

請求できる制度を導入すること。

- 3 連鎖販売取引について、国による登録、確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月 日

尼崎市議会議長

津田加寿男

衆議院議長	細田博之	
参議院議長	尾辻秀久	様
内閣総理大臣	岸田文雄	
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)	河野太郎	